

〈助成事業一覧表〉

条例	助成対象事業	助成対象経費
第6条	農業者等が農業における食品の安全性の向上、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する取組	GAP等の初回審査に係る経費の2分の1以内 (限度額20万円)
第7条	農業者等が経営の近代化を図るため3千万円を超える投資額(国等の助成分を除く自己投資)による農業用施設等の設置導入	固定資産税相当額のうち自己投資額相当分を按分により算出した額
第8条	生産組織又は農業団体が行う都市住民との交流事業、農業者等が行う農作物の販売の促進を目的とする催事や広告掲載等	自己負担経費から人件費を減じた額の2分の1以内 (限度額70万円)
第8条の2	農業者等が地域的に行う農村景観の整備及び生産組織が行う農業用廃プラスチックの回収事業	
第9条	生産組織又は農業団体が行う農産物の品質、栽培技術、社会的評価等の向上を目的とする差別化(ブランド化)を図る取組	経費の2分の1以内 (限度額10万円)
第10条	農業者が有害鳥獣による農業被害を防止するために行う次の取組 ①電気柵等の設置 (獣害対策器(鹿ソニック等)含む) ②狩猟免許(わな猟・銃猟)の取得	①設置に係る経費の2分の1以内(限度額40万円) ②狩猟免許取得等に係る経費の2分の1以内(限度額10万円)
第11条	女性農業者が営農に役立つ資格や免許を取得する取組	事業に要した経費 (限度額5万円)
第12条	農業者の新しい栽培技術の導入を目的とした研修への参加	経費の2分の1以内 (限度額10万円)
第12条の2	新規就農者及びその者を就農研修先として受け入れる農業者	新規就農者に月額5万円(2年間を限度) 受入農業者に月額5万円(1年間を限度)
第13条	生産組織又は農業団体が自ら所有し、又は管理する耕作道、排水路の整備	資材費又は機械借上費に係る経費の2分の1以内
	農業者が自己の費用で行う暗きょ排水、取付道路の整備	資材費及び機械借上費の2分の1以内 (限度額30万円)
第13条の2	農業者等が規則で定める家畜伝染病の防疫事業を実施するとき	検査費及び治療費の合計額の2分の1以内 (農業共済により支払われる額を除く) (一家畜伝染病につき限度額20万円)

※詳細は農業振興課へお問い合わせください。

千歳の農業応援します！

～千歳市農業振興条例のあらまし～



令和8年度
千歳市産業振興部
農業振興課



《 ご相談及び提出先 》

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話 0123-24-0612 FAX 0123-22-8851

農業振興条例とは

農業者、生産組織及び農業団体の主体的な努力と創意工夫を基調とした効率的かつ安定的な農業経営の育成を促すために必要な助成等の措置を講じ、農業の健全な発展に寄与することを目的として制定しました。

助成事業について

〈助成事業一覧表〉をご確認いただき、申請を希望される場合は、事前に農業振興課へお問い合わせください。その上で「助成等事業計画書（第6号様式）」を作成し、助成を受けようとする年度の前年10月末日までに同課へ提出してください。

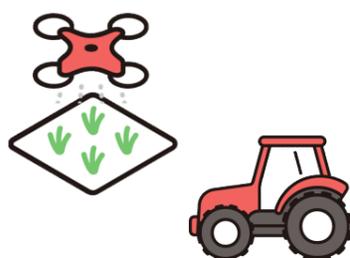
ただし、表中の第10条、第12条の2、第13条の2に関する助成については、随時受け付けます。

融資事業について

融資には農業振興資金と養豚振興資金の2種類があります。
農業協同組合（JA）で取りまとめた融資申請書等の市役所への提出期限は、3月末日となっております。融資をご検討中の方は、なるべくお早めに農業協同組合へご相談・お手続きくださいますようお願いいたします。

農業振興資金について

〈融資対象〉 〈農業振興資金用途別一覧〉記載
 〈償還期間〉 用途により“5年・10年以内”
 〈据置期間〉 用途により“1年・2年以内”
 〈利率〉 令和8年度については無利子
 〈償還方法〉 元利均等払い
 〈限度額〉 用途により“年200万円／年500万円”
 〈償還期日〉 11月30日



養豚振興資金について

〈融資対象〉 肉用子豚、繁殖豚、生産資材等の費用
 〈償還期間〉 1年以内
 〈利率〉 無利子
 〈償還方法〉 一括償還
 〈限度額〉 2,000万円
 〈償還期日〉 3月31日



〈農業振興資金用途別一覧〉

	農業振興資金の用途	貸付限度額	利率	償還期間	据置	償還期日
1	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、施設園芸ハウス、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、電気牧柵、農業用策道、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設又はきこの栽培施設の取得（設置を含む）、改築、修繕、解体又は撤去に要する資金	500万円	令和8年度は無利子	10年以内	2年以内	11月30日
2	原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農林作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病虫害等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具若しくは畜産用機具又は農林作物の試験、検査若しくは開発に必要な機械器具の導入又は更新に要する資金					
3	家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜（みつばちを除く）の購入に要する資金					
4	家畜伝染病等の防疫対策及び発生から終結までの間の生産資材の購入に要する資金	200万円	無利子	5年以内	1年以内	
5	省エネルギー（現に使用している農業用機械等と比較して10%以上のエネルギー削減が見込めるものに限る）又は環境の保全に考慮した機械器具、農業設備又は農業資材の導入に要する資金					
6	経営改善資金（過去に作付け実績がない新規農産物又は増産が見込める畜産資材の導入に要する資金をいう）	500万円	令和8年度は無利子			
7	アスパラ、果樹、しいたけ等永年性作物の植栽に要する資金					
8	その他市長が必要と認める農業生産に要する資金					

※農業振興資金は、一の年度において、一農業者等に対する融資の限度額を500万円までとしています。